

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

業務の適正を確保するための  
体制及び当該体制の運用状況  
連結株主資本等変動計算書  
連 結 注 記 表  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表

第1期（2021年10月1日～2022年3月31日）

TREホールディングス株式会社

上記事項は、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

## ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するための体制」（いわゆる「内部統制システムの基本方針」）について、取締役会で以下のとおり定め、当社およびその子会社から成る企業集団に（以下「TREグループ」という。）において社会的要請に的確に応えるとともに、継続的改善を図ります。

- ① TREグループにおける取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに業務の適正を確保するための体制
  - イ. 当社は、TREグループの取締役および使用人が法令を遵守し、社会的良識をもって行動できるよう「グループ企業理念」および「グループ経営方針」を制定し、周知徹底に努める。
  - ロ. 当社は、TREグループにおける財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備、運用、評価して業務の充実を図る。
  - ハ. 当社は、独立性の高い社外取締役を選任し、取締役の職務の執行に対する取締役会の監督機能を高める。
  - ニ. 当社は、TREグループにおける法令等の遵守徹底、業務の有効性、効率性、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の構築、課題把握、課題解決へ向け、対策の策定とその実行方法について審議・決定する内部統制委員会を設置する。
  - ホ. TREグループは、管理職の権限を定め、管理職の権限を明確にする。
  - ヘ. TREグループは、職務分掌及び権限規程に基づき、業務分担・権限を明確にする。
  - ト. 当社は、TREグループの予算編成・実績管理をはじめとする業績の管理を行う。
  - チ. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、TREグループ各社を管理する。
  - リ. 当社は、TREグループ各社から業務遂行状況等の報告を受け、必要に応じ指導・助言あるいは協議を行う。
  - ヌ. 当社の内部監査室は、TREグループ内の内部監査を実施する。
  - ル. TREグループは、「グループ企業行動規範」および「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス体制の整備を図る。
  - ヲ. 当社は、TREグループのコンプライアンスに関する重要事項の協議および方針決定を行うため、内部統制委員会の小委員会としてコンプライアンス委員会を設置する。
  - ワ. 当社は、TREグループの情報セキュリティに関する重要事項の協議および方針決定を行う

ため、内部統制委員会の小委員会として情報セキュリティ委員会を設置する。

- カ. TREグループにおいて不祥事が発生した場合には、代表取締役社長の指示の下、必要に応じて特別委員会を設置するなどして調査を行い、重要な事項については、当社の取締役会、監査等委員会および経営会議に報告する。
  - コ. TREグループは、各社のコンプライアンス担当部署のほかに、社外の第三者機関を窓口とする社内通報制度を設置する。
- ② TREグループの取締役の業務執行に係る情報の保存および管理に対する体制
- イ. TREグループは、「取締役会規程」に基づき取締役会議事録を作成・保存・管理する。
  - ロ. TREグループは、「文書管理規程」に基づき決裁申請に関する情報を保存・管理する。
  - ハ. 当社は、株主はもとより、広く社会とコミュニケーションを行い、適時に、企業情報を積極的かつ公平に開示する。
- ③ TREグループ子会社の取締役、使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告体制
- 子会社で重要な事象が生じた場合には、当該子会社の取締役等から当社の代表取締役社長に直ちに報告させる。
- ④ TREグループの損失の危機に関する規程、その他の体制
- イ. TREグループは、「リスク管理規程」に基づき、日常業務で発生し得るリスクの回避・最小化を図り、危機発生時の基本方針を明示する。
  - ロ. TREグループにおける重要な経営課題については、当社取締役会規程等の社内規程およびグループ共通規程に基づき、当社取締役会、当社経営会議に上程して、その合理性およびリスクの予測・対応策を協議する。
  - ハ. TREグループは、日常業務で発生し得るリスクの回避・最小化のため、職務分掌及び権限規程等の業務遂行関係規程に従って、決裁判断をする。
- ⑤ TREグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制を整備する
- イ. 当社は、TREグループにおける取締役の職務の執行の効率化を推進する体制を整備する。
  - ロ. TREグループは、経営職位の職務権限を定めるとともに、取締役会決議により、担当業務および使用人職務を定め、取締役間の業務分担を明確にする。
  - ハ. 当社は、執行役員を設置し、それぞれの機能を高め、業務執行の迅速化を図る。
  - ニ. TREグループは、取締役の意思決定に基づく職務の執行の効率化を図るとともに、職務分

掌及び権限規程に基づき、部門長の業務分担・権限を明確にする。

- ホ. 当社は、代表執行役員および執行役員等で構成される経営会議を編成し、取締役会決議事項のうち予め協議を必要とする事項や、業務執行上の重要な意思決定に関する協議を行う。

⑥ 監査等委員会への報告に関する体制

- イ. 当社の取締役および使用人はTREグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実を直ちに、監査等委員会に報告する。
- ロ. 当社の監査等委員である取締役は、TREグループの重要会議に出席できる。
- ハ. TREグループにおける主要な申請事項その他重要な事項について、監査等委員会は、随時、関係書類を閲覧し、報告を受けることができる。

⑦ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制

内部通報制度窓口または監査等委員会に報告を行った取締役および使用人に対し、そのことを理由として、不利な取扱いを行うことを社内規程において禁止する。

⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下「使用人」という。）は、監査等委員会の求めに応じて内部監査部門に配置する。なお、監査等委員と内部監査部門との緊密な連携等、適格な体制を構築する。
- ロ. 使用人の人事（評価、異動）については、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。また、監査等委員会の職務を補助する際は、もっぱら監査等委員会の指示に従う。

⑨ 監査等委員会の取締役および使用人に対する実効性の確保に関する事項

監査等委員会の事務局を定める旨を規定し、監査等委員会の指示の実効性を確保する。

⑩ 監査等委員会の職務の執行について生じる費用の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会から費用の請求があるときは、職務の執行に必要でない認められた場合を除き、当該費用を負担しまたは債務を処理する。

- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員会は、必要に応じ、社内の各部署に対し、監査に必要な資料の閲覧・提出、質問への回答等、捜査への協力を求めることができるものとし、同時に、協力を求められた部署は必ずこれに応じることとする。
  - ロ. 監査等委員会は、監査の品質・効率を高めるため、適宜、代表取締役、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員、会計監査人と情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができるほか、弁護士その他社外の専門家に随時、相談できる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 内部統制システム全般について

- イ. 経営会議、取締役会、本部会議を月に一回以上開催し、TREグループ全体に関わる経営方針や重要な意思決定について、法令及び定款等に基づき、業務の適正性の審議、意見交換を行いました。
- ロ. 内部監査室による監査計画に基づき、TREグループ全体における内部監査を実施し、3か月に1回取締役会で監査結果の報告を行いました。

### ② コンプライアンスに関する取組

「業務の適正を確保するための体制の基本方針（内部統制システムの基本方針）」に則り、TREグループは内部統制委員会にコンプライアンス委員会および情報セキュリティ委員会の2つの小委員会を設置しております。各委員会は定期的を開催され重要事項の審議および方針の決定を行い、法令順守体制の強化、TREグループ内のリスク早期発見に努めております。

### ③ グループ会社の経営管理体制について

- イ. TREグループは、グループ共通の企業理念のもと当社が直接経営管理を実施し、役員派遣、重要会議への参加、定期報告を通じ経営管理を行うことで関係会社経営管理の一体性を確保しております。
- ロ. 当社は「関係会社管理規程」に基づき、TREグループ全体に関する重要事項について各社より承認申請を受けると共にこれに準じる事項について報告を受けております。
- ハ. 当社は、取締役会でTREグループより定期的に報告又は必要に応じて都度、報告を受けております。

④ 監査等委員会の監査体制について

- イ. 監査等委員会は、内部監査室の監査計画について事前に確認を行っております。
- ロ. 監査等委員会は内部監査の監査結果について報告を受けており、必要があると認められるときは、意見を表明しました。
- ハ. 監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保し、会計監査人の監査項目および報酬についての事前承認を行いました。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年 4月 1日から  
2022年 3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	8,489	9,049	16,371	△856	33,054
当 期 変 動 額					
株式移転による変動	1,510	24,977		△825	25,662
剰 余 金 の 配 当			△836		△836
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			4,742		4,742
自 己 株 式 の 取 得				△15	△15
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		54			54
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					-
当 期 変 動 額 合 計	1,510	25,031	3,905	△841	29,606
当 期 末 残 高	10,000	34,080	20,277	△1,697	62,661

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株 主 持 分	純 資 産 計 合
	その他有 価証券評 価差額金	繰 延 損 ッ 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 計		
当 期 首 残 高	32	-	-	△30	2	1,448	34,505
当 期 変 動 額							
株式移転による変動					-		25,662
剰 余 金 の 配 当					-		△836
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					-		4,742
自 己 株 式 の 取 得					-		△15
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					-		54
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	△8	4	△19	△45	△68	129	61
当 期 変 動 額 合 計	△8	4	△19	△45	△68	129	29,667
当 期 末 残 高	23	4	△19	△75	△66	1,578	64,173

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

当社は、2021年10月1日付で(株)タケエイとリバーホールディングス(株)の共同株式移転の方法により共同持株会社として設立されました。設立に際し、(株)タケエイを取得企業として企業結合を行っているため、当連結会計年度(自2021年4月1日至2022年3月31日)の連結経営成績は、取得企業である(株)タケエイの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結経営成績を基礎に、リバーホールディングス(株)の2021年10月1日から2022年3月31日までの連結経営成績を連結したものとなります。

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 39社
- ・主要な連結子会社の名称  
(株)タケエイ、リバーホールディングス(株)、リバー(株)、市原グリーン電力(株)、富士車輛(株)

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 6社
- ・会社等の名称  
(株)グリーンアローズホールディングス、メジャーヴィーナス・ジャパン(株)、  
HIDAKA SUZUTOKU (Thailand) CO., LTD.、(株)V・Tエナジーマネジメント、  
大月ウッドサプライ(株)、循環資源(株)

##### ② 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、事業年度の末日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る財務諸表又は直近の四半期決算を基にした仮決算により作成した財務諸表を使用しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)



- ・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
- . 棚卸資産
  - ・商品及び製品……………移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
  - ・仕掛品……………総平均法又は個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
  - ・原材料及び貯蔵品……………先入先出法、移動平均法又は総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### ハ. デリバティブ

時価法を採用しております。

### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法により、最終処分場については埋立割合に基づいて費用処理しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2年～60年
機械装置及び運搬具	2年～22年
工具、器具及び備品	2年～20年

#### □. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

のれんについては、その効果が及ぶ合理的な期間(10年～20年)で均等償却を行っており、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### ハ. リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

#### イ. 貸倒引当金

売掛債権、その他これに準ずる債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しており

ます。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

一部の連結子会社は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

二. 修繕引当金

発電設備の将来の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額に基づき、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ホ. 役員株式給付引当金

「役員株式給付規程」に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

なお、連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

また、変動対価の金額の重要性は乏しいと判断しております。取引の対価は引き渡し後、概ね1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

イ. 廃棄物処理 (廃棄物処理・再資源化事業、資源リサイクル事業及び再生可能エネルギー事業)

産業廃棄物及び廃家電の処理に係る収益は、顧客との産業廃棄物処理契約及び廃家電処理に係る業務委託契約等に基づいて廃棄物処理及び廃家電の再商品化に係る役務提供を行う履行義務を負っております。

当該契約は、産業廃棄物の処理及び廃家電の再商品化が完了した一時点において、顧客が当該役務提供に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

ロ. 金属スクラップ (資源リサイクル事業)

金属スクラップ商品又は製品の販売に係る収益は、顧客との販売契約等に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、検収時点で収益を認識しております。

#### ハ. 収集運搬（廃棄物処理・再資源化事業及び再生可能エネルギー事業）

収集運搬に係る収益は、顧客との収集運搬契約等に基づいて廃棄物の収集運搬に係る役務提供を行う履行義務を負っております。

当該契約は、収集運搬が完了した一時点において、顧客が当該役務提供に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

#### 二. 電力供給（廃棄物処理・再資源化事業及び再生可能エネルギー事業）

電力需給契約等に基づき、電力の需要家、卸業者及び市場に、当社グループの発電施設で製造した電力を供給する履行義務を負っております。

当該契約は顧客に電力を販売した一時点において、顧客が当該電力に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。需要家に対する収益は毎月の検針結果に基づき、卸業者に対する収益は発電所が設置する計測器により計測した数量に基づき、市場に対しては一日前市場（スポット市場）での入札により成立した約定数量に基づき収益を測定しております。

#### ホ. その他の売上高 受注生産品の販売等（環境エンジニアリング事業）

請負契約等に基づき、主に顧客仕様の環境機器や環境プラント及び特殊車両の設計・製造を請け負い納品する履行義務を負っております。

当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、一定期間にわたり充足する履行義務の対価として受け取る金額あるいは履行義務が充足するまでに要する総製造原価が信頼性をもって見積ることができる場合は、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて、当該期間にわたって収益を認識することとしております。この進捗度の測定は発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）を採用しております。また、一定期間にわたり充足する履行義務の対価として受け取る金額あるいは履行義務が充足するまでに要する総製造原価が信頼性をもって見積ることができない場合は、発生した製造原価のうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を収益として認識しております。

### ⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### イ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自

己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

□. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ハ. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として、ヘッジ有効性を評価しております。

二. 繰延資産の処理方法

開業費

開業後5年で均等償却を行っております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

当連結会計年度は当社の第1期となりますが、以下の項目は「企業結合に関する会計基準」において取得企業となる(株)タケエイ及びその連結子会社で採用していた会計処理方法から変更しているため、会計方針の変更として記載しております。

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用による会計方針の変更

当社の連結子会社である(株)タケエイ及びその連結子会社においては、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

① 受注生産品の販売等

従来は、工事進行基準又は検収基準にて収益を認識しておりましたが、一定期間にわたり充足する履行義

務の対価として受け取る金額あるいは履行義務が充足するまでに要する総原価が信頼性をもって見積ることができる場合は、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて、当該期間にわたって収益を認識する方法に変更しております。この進捗度の測定は発生したコストに基づくインプット法(原価比例法)を採用しています。また、一定期間にわたり充足する履行義務の対価として受け取る金額あるいは履行義務が充足するまでに要する総原価が信頼性をもって見積ることができない場合には、発生したコストのうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を収益として認識する方法(原価回収基準)に変更しております。

## ② 代理人取引に係る収益

従来は総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

## ③ 廃棄物処理の過程で発生する金属スクラップ等の有価物売却代金

従来は売上原価から控除しておりましたが、通常の営業活動によって生じる収益として売上高に計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高及び売上原価はそれぞれ232百万円増加しております。売上総利益、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益、当期純利益及び親会社株主に帰属する当期純利益への影響はなく、また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

## (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用による会計方針の変更

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

#### 固定資産の減損

(株)タケエイグリーンリサイクルの横須賀工場に関する固定資産

連結貸借対照表計上額 4,018百万円

当社グループは、減損の兆候があると認められた場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することで、減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として計上しています。

当連結会計年度において、(株)タケエイグリーンリサイクルの横須賀工場の固定資産について判定を行った結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判定しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎として使用する同社の中期事業計画は合理的に策定していますが、横須賀工場におけるバイオマス発電施設の稼働率やより高い売電単価が適用されるバイオマス燃料の調達見込みを主要な仮定としており、これらの前提条件の変動により、翌連結会計年度の連結計算書類における固定資産の評価において、重要な影響を与える可能性があります。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

受取手形	449百万円
売掛金	8,299百万円
契約資産	521百万円

#### (2) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高

契約負債	475百万円
------	--------

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	4,510百万円	( 15百万円)
機械装置及び運搬具	18百万円	( 17百万円)
土地	17,406百万円	(312百万円)
投資その他の資産 その他	100百万円	( -百万円)
計	22,036百万円	(345百万円)

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	2,905百万円	( -百万円)
長期借入金	13,525百万円	( -百万円)
その他	1百万円	( -百万円)
計	16,432百万円	( -百万円)

上記のうち( )内書は工場財団抵当及び当該債務を示しております。

(4) 有形固定資産の減価償却累計額 65,475百万円

(5) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入等に対し、保証を行っております。

HIDAKA SUZUTOKU (Thailand) CO., LTD. 55百万円

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	28,616	23,994	-	52,610
合計	28,616	23,994	-	52,610
自己株式				
普通株式	999	249	-	1,248
合計	999	249	-	1,248

(注) 1. 普通株式の発行済株式の増加は、株式移転による増加であります。

2. 当連結会計年度期首の自己株式(普通株式)には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式が266千株含まれております。

3. 当連結会計年度末の自己株式(普通株式)には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式が330千株含まれております。

4. 自己株式(普通株式)の増加株式数の内訳は次のとおりであります。

株式移転による増加	239千株
単元未満株式の買取請求による増加	9千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

当社は2021年10月1日に共同株式移転の方法により設立された共同持株会社であるため、配当金の支払額は取得企業である(株)タケエイにおいて決議された内容を記載しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	418	15.00	2021年3月31日	2021年6月24日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	418	15.00	2021年9月30日	2021年12月2日

(注) 1. 2021年6月23日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が所有する当社株式266千株に対する配当金3百万円が含まれております。

2. 2021年10月29日取締役会決議に基づく配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が所有する当社株式266千株に対する配当金3百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,292	25.00	2022年3月31日	2022年6月29日

(注) 配当金の総額には、連結子会社である(株)タケエイの株式給付信託(BBT)が所有する当社株式330千株に対する配当金8百万円が含まれております。

## 6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金及び長期的な設備投資資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。



## ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業の業務又は資本提携等に関連する株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 八.重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

## ③ 金融商品に係るリスク管理体制

### イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループでは、与信管理関連の規程に従い、外部の信用調査機関の活用等により顧客ごとに格付けを行い、与信枠を設定するとともに、顧客ごとの回収期日管理及び債権残高管理とあわせて顧客の財務状況の悪化などによる回収懸念の早期把握等によるリスクの軽減を図っております。

### ロ. 市場リスクの管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的到时価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引に関する権限規程に基づき、取締役会で承認して実行しております。

### ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループでは、各部署からの報告に基づき財務担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

## ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「(2)金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する金額は、それ自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない関係会社株式(連結貸借対照表計上額 1,243百万円)は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券 (*1)	160	160	-
(2) 社債(1年内償還予定の社債を含む)	11,525	11,355	(169)
(3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	29,341	29,000	(340)
(4) デリバティブ取引 (*2) (*3)	(11)	(11)	-

(\*1)以下の金融商品は、市場価格がなく、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	191

連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は100百万円であります。

(\*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については ( ) で示しております。

(\*3)金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	ヘッジ対象	契約額(百万円)		時価 (百万円)
				うち1年超	
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引	長期借入金	1,135	899	1,117

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度 (2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	24,485	—	—	—
受取手形及び売掛金	8,748	—	—	—
合計	33,234	—	—	—

(注) 2. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度 (2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	6,458	—	—	—	—	—
社債	596	571	571	581	7,476	1,730
長期借入金	5,114	4,649	3,713	3,607	3,594	8,661
合計	12,168	5,220	4,284	4,188	11,070	10,391

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	160	－	－	160
デリバティブ取引	－	(11)	－	(11)

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債(1年内償還予定の社債を含む)	－	11,355	－	11,355
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	－	29,000	－	29,000

(注) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	廃棄物処理・再資源化事業	資源リサイクル事業	再生可能エネルギー事業	計		
廃棄物処理	15,995	2,245	441	18,682	－	18,682
金属スクラップ	－	21,707	－	21,707	－	21,707
収集運搬	3,863	－	16	3,880	－	3,880
電力供給	109	－	11,591	11,701	－	11,701
その他の売上高 (注) 2	5,039	102	366	5,508	6,754	12,262
顧客との契約から生じる収益	25,008	24,055	12,416	61,480	6,754	68,234
外部顧客への売上高	25,008	24,055	12,416	61,480	6,754	68,234

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「環境エンジニアリング事業」、「環境コンサルティング事業」を含んでおります。

2. 「その他の売上高」の主なものは、「廃棄物処理・再資源化事業」における請負工事、有価物売却と、事業セグメントの「その他」に含まれる「環境エンジニアリング事業」の保守サービス、受注生産品の販売であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	6,440	8,748
契約資産	455	521
契約負債	353	475

契約資産は、主に、環境エンジニアリング事業において履行義務が充足していない受注生産品の販売及び保守サービスに関するものであります。契約資産は、対価に関する権利が無条件になった時点（履行義務が充足し請求権利が発生した時点）で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、主に、環境エンジニアリング事業における受注生産品の販売及び保守サービスの顧客との契約の支払条件に基づき顧客から受領した契約時、納品時又は保守サービス提供時の前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、185百万円であります。

## ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、環境エンジニアリング事業における受注生産品の販売、保守サービスに関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	2,623
1年超2年以内	343
2年超	547
合計	3,514

## 9. 企業結合に関する注記

当社は2021年10月1日に(株)タケエイとリバーホールディングス(株)の共同株式移転の方法により設立されました。株式移転の会計処理では、(株)タケエイを取得企業、リバーホールディングス(株)を被取得企業とする企業結合に関する会計基準に定めるパーチェス法を適用しております。

### (1) 企業結合の概要

#### ① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 リバーホールディングス(株)  
事業の内容 資源リサイクル事業

#### ② 企業結合を行った主な理由

近年、地球温暖化、廃プラスチック問題等により、地球環境は深刻な影響を受けております。また、2020年から続いている爆発的な新型コロナウイルス感染症感染拡大は、人々のライフスタイル、企業を取り巻く経営環境へも大きな影響を与えております。

こうした状況下にあつて、(株)タケエイ及びリバーホールディングス(株)は、第一に、地球環境を保全す

るという経営理念が同じであること、第二に、地球規模のCO<sub>2</sub>排出削減や廃プラスチックのリサイクル等の技術的対応については、必要となる大規模投資や研究開発を個社毎で実施するよりも、2社共同で経営資源を投じることが効率的であると判断したこと、第三に、リサイクル事業の深化やエネルギー事業の推進について、相手方の経営資源を自社で活かす相乗効果が十二分にあることを理由に、本経営統合に合意いたしました。

本経営統合は、ワンストップでサービスやエネルギーを提供する「総合環境企業」を目指すための出発点としての統合であり、両社は、株主様・お客様・従業員はもちろん、近隣住民・地域社会や行政機関、金融機関など全てのステークホルダーとのバランスの取れた関係を一層強化しつつ、ESG投資の観点からも機関投資家・個人投資家の皆様より評価をいただきながら企業価値最大化を実現していけるとの結論に至りました。

③ 企業結合日

2021年10月1日

④ 企業結合の法的形式

共同株式移転の方法による共同持株会社設立

⑤ 結合後企業の名称

TREホールディングス(株)

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った経緯

企業結合に関する会計基準上の取得決定要素及び各種要因を総合的に勘案した結果、(株)タケエイを取得企業といたしました。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績期間

2021年10月1日から2022年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

対価の種類	企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	25,662百万円
取得原価		25,662百万円

(4) 株式の種類別の移転比率及びその算定方法並びに交付した株式数

① 株式の種類別の移転比率

(株)タケエイの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.24株を、リバーホールディングス(株)の普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付いたしました。

② 株式移転比率の算定方法

(株)タケエイ及びリバーホールディングス(株)がそれぞれ第三者算定機関に株式移転比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき、両社の法務アドバイザーからの助言を参考に慎重に検討し、両社間での交渉・協議の上、合意いたしました。

③ 交付した株式数

52,610,712株

(5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

仲介手数料・アドバイザー費用等 35百万円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

3,574百万円

② 発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

③ 償却方法及び償却期間

20年の均等償却

のれんの償却期間は、リバーホールディングス(株)の事業の以下の特性を踏まえてその効果の及ぶ期間を見積っております。

- ・鉄スクラップの主要発生地であるとともに電炉メーカーが多数所在する関東地方を中心に展開していることから、鉄スクラップ取扱い数量を確保するための優位性を有していること
- ・関東地方においては人口の大きな減少は見込まれず、鉄スクラップの発生量と需要量には長期にわたって大幅な変化は見込まれないこと
- ・鉄スクラップ相場の変動による販売価格の変動を仕入価格へ転嫁できることにより、一定の利益を確保できる事業構造であること

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	12,992百万円
固定資産	23,224百万円
資産合計	36,217百万円
流動負債	9,872百万円
固定負債	4,258百万円
負債合計	14,130百万円



## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 1,218円70銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 110円79銭   |

普通株式の期中平均株式数は、当社が2021年10月1日に共同株式移転の方法により設立された会社であるため、会社設立前の2021年4月1日から2021年9月30日までの期間については、(株)タケエイの期中平均株式数に株式移転比率を乗じた数値を用いて算出し、2021年10月1日から2022年3月31日までの期間については、当社の期中平均株式数を用いて算出しております。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

### 取得による企業結合

当社の連結子会社である(株)タケエイは、アサヒプリテック(株)と同社が保有するJWガラスリサイクル(株)の発行済の全株式を取得することについて合意し、2022年4月27日に株式譲渡契約書を締結し、2022年5月2日に全株式を取得しました。

### (1) 企業結合の概要

#### ① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	JWガラスリサイクル(株)
事業の内容	ガラス屑の集荷・再資源化処理・販売

#### ② 企業結合を行った主な理由

JWガラスリサイクル(株)は、1951年に前身の井尾ガラス(株)が創業して以来、板・瓶硝子を回収し破碎・選別加工を行ない、再生硝子原料として板・瓶硝子メーカーやガラスウールメーカーにカレットを販売する再資源化事業を、主として東京都、北海道、群馬県、静岡県の拠点を基に展開しております。2009年にアサヒプリテック(株)の子会社となって以降は、長年の信頼を背景に先進技術の導入によって高品質の再生ガラスカレットの安定した販売を行っております。再生原料となるガラス屑は、ガラス事業者や自治体が回収する家庭等から排出され、今日も最終処分場に埋め立て処分されるものが多くありますが、硝子メーカーやガラスウールメーカーは脱炭素化の取り組みを進める中で、再生原料の利用により製造過程におけるCO<sub>2</sub>の発生を抑制することにつながることから、品質の高いガラスカレットは今後も底堅い需要が見込まれています。

当社グループは「地球の環境保全に貢献する。」を企業理念とし、事業領域の拡大と多角化の推進によって、高度循環型社会ならびに脱炭素社会への貢献を図る「総合環境企業」を目指しております。JWガラスリサイクル(株)は、今後ニーズが見込まれる太陽光パネルのリサイクルや、各種合わせガラスや使用済自動車のガラスリサイクルについても積極的に取り組みを推進することによって、TREグループの再資源化事業の拡充に貢献してまいります。

#### ③ 企業結合日

2022年5月2日（2022年6月30日をみなし取得日といたします。）

- ④ 企業結合の法的形式  
現金を対価とする株式取得
- ⑤ 結合後企業の名称  
変更ありません。
- ⑥ 取得した議決権比率  
100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠  
当社の子会社である(株)タケエイが現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,600百万円
取得原価		1,600百万円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー報酬等 14百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定していません。

## 株主資本等変動計算書

(2021年10月 1日から  
2022年 3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額									
株式移転による 変 動	10,000	2,500	47,840	50,340		-		60,340	60,340
当 期 純 利 益				-	2,452	2,452		2,452	2,452
自己株式の取得				-		-	△ 1,488	△ 1,488	△ 1,488
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				-		-		-	-
当期変動額合計	10,000	2,500	47,840	50,340	2,452	2,452	△ 1,488	61,305	61,305
当 期 末 残 高	10,000	2,500	47,840	50,340	2,452	2,452	△ 1,488	61,305	61,305

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

#### (3) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する重要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りであります。なお、変動対価の金額の重要性は乏しいと判断しております。取引の対価は引き渡し後、概ね1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

経営指導に係る収益は、子会社の会社経営の重要な方針に関する事項についての助言及び指導、経理・人事・総務・法務に関する事務代行、監査に関する事務代行、情報システムに関する事務代行等の包括的な経営指導に係る役務提供であり、顧客との経営指導契約に基づき役務提供する履行義務を負っております。当該経営指導契約は、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であり、時の経過に応じて充足する履行義務の進捗度に基づき収益を認識しております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	0百万円
② 短期金銭債務	8百万円

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

2,918百万円

販売費及び一般管理費

161百万円

営業取引以外の取引高

0百万円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

918,593株

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税

12百万円

その他

0百万円

繰延税金資産小計

12百万円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額

-1百万円

評価性引当額小計

-1百万円

繰延税金資産合計

12百万円

繰延税金負債

その他

-1百万円

繰延税金負債合計

-1百万円

繰延税金資産の純額

12百万円

#### 6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)タケエイ	所有 直接 100%	経理・人事・総務・法務監査・広報・情報システムに関する事務代行及びグループ運営管理役員の兼任	経営指導料の受取	288	-	-
				出向料の支払	73	-	-
子会社	リバーホールディングス(株)	所有 直接 100%	経理・人事・総務・法務監査・広報・情報システムに関する事務代行及びグループ運営管理事務所の賃借役員の兼任	経営指導料の受取	192	-	-
				賃借料の支払	27	-	-
				出向料の支払	60	-	-

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準として決定しております。
2. 賃借料については、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。
3. 連結子会社から当社への出向料は、出向者に係る人件費相当額を基礎として決定しております。

#### 7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

#### 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	1,185円97銭
(2) 1株当たりの当期純利益	46円77銭